

女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の実施状況

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第15条第6項の規定に基づき、特定事業主行動計画の実施状況の公表については、以下のとおりです。

・継続就業及び仕事と家庭の両立関係

目標項目	数値目標 (年度)	最新値 (年度)	目標設定時最新値 (年度)
男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得率	50.0% (平成32年度)	0.0% (平成29年度)	対象者なし (平成27年度)
男性職員の育児休業取得率 *子どもの出生時における5日間以上の連続休暇の取得率を含む	13.0% (平成32年度)	0.0% (平成29年度)	対象者なし (平成27年度)
女性職員の育児休業取得率	100% (平成32年度)	100% (平成29年度)	対象者なし (平成27年度)

・配置、育成、教育訓練及び評価、登用関係

目標項目	数値目標 (年度)	最新値 (年度)	目標設定時最新値 (年度)
管理的地位にあたる職員に占める女性の割合	30.0% (平成32年度)	47.1% (平成29年度)	23.1% (平成27年度)

<取組内容>

・女性職員のキャリアアップ支援

女性職員の意識改革を図るため、様々な研修の案内を充実させています。県主催のキャリアアップセミナーへの参加を積極的に呼びかけました。

掲載年月：2018年7月27日